

高島町特定地域生活排水処理事業経営戦略

団 体 名 :	山形県高島町
事 業 名 :	特定地域生活排水処理事業
策 定 日 :	令和 8 年 3 月
計 画 期 間 :	令和 8 年度 ~ 令和 17年度

1. 事業概要

(1) 事業の概要

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成14年度 (23年目)	法適(全部・一部適用) 非適の区分	法適用(全部) 令和6年4月1日
処理区域内人口密度	—	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	無		
処 理 場 数	無		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	最適化として、平成27年度に策定した『高島町汚水処理施設整備計画』（令和7年度改定中）に基づき、汚水処理の特性、経済性及び運営管理手法等で有利である特定地域生活排水処理事業を行っています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

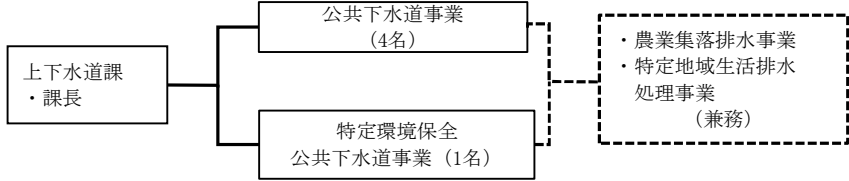
② 使用料

一般家庭使用料体系の 概要・考え方	設置した浄化槽の人槽に応じて使用料を設定しています。			
	浄化槽使用料 単位：円（税抜）			
	人槽区分			使用料
	5人槽			3,300
	6人槽			3,500
	7人槽			3,700
	8人槽			4,200
	10人槽			4,800
	11～15人槽			8,600
	16～20人槽			11,700
	21～25人槽			13,500
	26～30人槽			16,200
	31～40人槽			19,800
	41～50人槽			23,400
業務用使用料体系の 概要・考え方	特になし			
その他の使用料体系の 概要・考え方	特になし			
条例上の使用料*2 (20 m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	3,300円	実質的な使用料*3 (20 m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度 3,916円
	令和5年度	3,300円		令和5年度 3,987円
	令和6年度	3,300円		令和6年度 4,131円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20 m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20 m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組織

職 員 数	下水道事業の職員数は、課長（水道事業と兼務）のほか、5名（課長補佐兼下水道係長1、主任1、技師1、技師補1、専門員1）で組織しています。課長を除く事業ごとの人員配置は、公共下水道事業4名、特定環境保全公共下水道事業1名となっており、農業集落排水事業と特定地域生活排水処理事業は公共下水道事業等の配属職員が兼務しています。
事業運営組織	<p>上下水道課が、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業を所掌しています。</p> <p style="text-align: center;"><組織体制></p>  <pre> graph LR A[上下水道課 ・課長] --- B[公共下水道事業 (4名)] A --- C[特定環境保全 公共下水道事業 (1名)] B -.- D[・農業集落排水事業 ・特定地域生活排水 処理事業 (兼務)] C -.- D </pre>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・浄化槽：点検及び維持管理等を仕様発注で民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当ありません。
	ウ PPP・PFI	該当ありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当ありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当ありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析 経営比較分析表：別紙の通り

本町の下水道事業（公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業）は、令和6年度から地方公営企業法（全部）を適用し公営企業へ移行しました。下記に主要な経営指標の現状分析を示します。

・経費回収率（%）

経費回収率は約57%となっており、類似団体の平均値と同程度の水準にあります。汚水処理費に対する使用料収入は6割程度にとどまっており、事業運営にあたっては一般会計繰入金に依存している状況です。今後、施設の老朽化の進行や物価上昇等に加え、近年における委託費の大幅な上振れを踏まえると、経費回収率のさらなる低下が見込まれます。

本事業は事業規模が小さいことから、経費回収率の改善に資する方策は限られますが、引き続き、費用抑制や収入確保に向けた取組を継続していきます。

・経常収支比率（%）…100%以上が望ましい 経常収益/経常費用

経常収支比率は100%を上回り、類似団体の平均値と比較しても高い水準にあります。一般会計繰入金により収支の均衡を維持しているのが現状です。事業規模が小さいことから、一般会計繰入金への依存度の低減に資する影響は限定的になりますが、引き続き改善に向けた取組を継続していきます。

・水洗化率（%）…100%が望ましい 水洗化人口/処理区域内人口

特定地域生活排水処理事業は、水洗化人口と処理区域内人口をイコールとしていることから、水洗化率は100%となっています。今後も、年間7基の設置目標に基づく整備を継続し、水洗化人口の増加を図ることで、汚水処理の未普及解消に取り組んでいきます。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口の見通しは、以下の考え方で推計しています。

- 行政人口**
 令和5年度に公表された国立社会保障・人口問題研究所の5年ごとの将来人口推計を基に、直線補間により各年の将来行政人口を推計しています。
- 処理区域内人口**
 令和6年度の処理区域内人口の実績値に、令和5年度に公表された国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計に基づく増減率を反映し、将来の処理区域内人口を推計しています。また、年間7基の設置目標に伴う人口増加分として約15~20人/年を加味し、推計に反映しています。



(2) 有収水量の予測

有収水量の予測は、下記の考え方で推計しています。

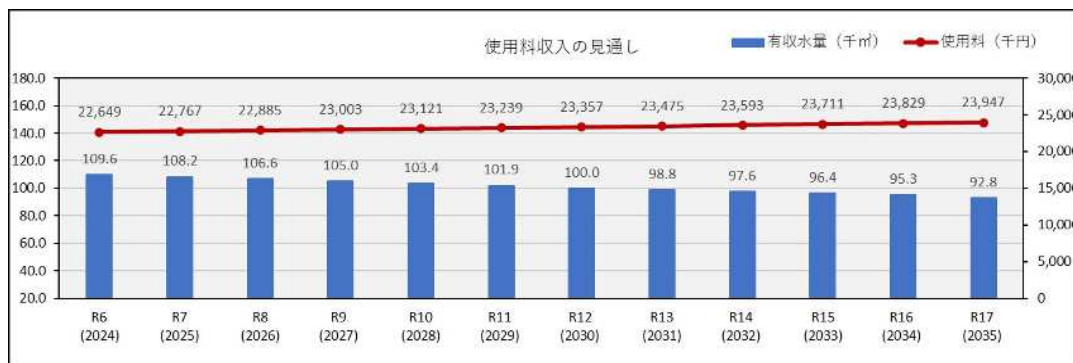
- 水洗化率**
 水洗化人口と処理区域内人口をイコールとしているため、100%で設定しています。
- 水洗化人口**
 処理区域内人口と同じ人口を計上しています。
- 有収水量**
 水洗化人口の推計値に令和2年度から令和6年度の1人当たりの年間有収水量の平均値約73m³/人 を乗じて推計しています。令和6年度の有収水量109.6千m³を基準とすると、令和17年度の有収水量は92.8千m³(=水洗化人口1,285人×約73m³/人)となり、約15%の減少を見込んでいます。



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入の見通しは、現行の使用料体系を維持することを前提に、下記の考え方で推計しています。

- 使用料収入**
 1基当たりの実績使用料に年間純増3基分(=設置7基-休止等4基)を乗じて推計しています。年間約118千円(=5人槽3,300円/月×3基×12か月)を加算するため増加していく見込みです。令和6年度の使用料収入22,649千円(税抜)を基準とすると、令和17年度の使用料収入は23,947千円(=R6使用料収入22,649千円×118千円/年×11年)となり、約6%の増加を見込んでいます。



(4) 施設の見通し

・平成14年度の建設事業開始から23年が経過しており、また、平成14年以前に個人が設置した浄化槽24基を受贈財産として受け入れていることから、供用開始前に設置された浄化槽が存在しています。これらを踏まえると、浄化槽の標準耐用年数である28年を超過している施設も見受けられ、今後、老朽化の進行が想定されます。このため、予防保全の観点から、適切な維持管理を行うとともに、計画的な修繕および改築を実施していく必要があります。

(5) 組織の見通し

・技術職員と事務職員については、退職した職員の分は新規採用職員で補充する形で現行の人数を維持することを想定しています。
・職員が変わってもノウハウの継承が行えるよう業務の見える化や共有、研修の充実等を図っていきます。

3. 経営の基本方針

施策1 浄化槽の適正な維持管理

・設置した浄化槽の適正な点検及び維持管理を実施します。
・放流水質の適正な管理のため、法定点検を受検し、不具合の早期発見と適切な対処を行います。

施策2 特定地域生活排水処理事業の経営の安定

・持続的かつ安定的な事業運営のため、支出削減と収入増加の取り組みを通じて経費回収率の向上を目指し、経営の健全化を図ります。

4. 投資・財政計画（収支計画）

- (1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり
 (2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明
 ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	・新規整備として、毎年7基程度の浄化槽の設置を継続します。
-----	-------------------------------

・新規整備として、浄化槽を毎年7基程度設置する費用として、年間約12,000～16,000千円を計上しています。

単位：千円

年度	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	備考
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
新規整備	12,360	12,731	13,113	13,506	13,911	14,329	14,758	15,201	15,657	16,127	新設

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・投資財源については、補助金・企業債・分担金・繰入金を組み合わせ、必要投資を継続できる財源を確保します。 ・維持管理費や企業債元利償還金の財源については、下水道使用料や繰入金を財源とすることを想定しています。
-----	---

- ・浄化槽の純増分として年間3基増（=設置7基-休止等4基）を見込んだ118千円を使用料収入に計上しています。
- ・収益的収支について、総務省繰出基準に基づく基準内繰入（分流式）を計上しており、不足する分については基準外繰入を見込んでいます。
- ・資本的収支については、基準内外ともに繰入金は計上していません。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(1) 職員給与費に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・人員は現行体制を維持するものとし、特定地域生活排水処理事業では計上していません。
(2) 修繕費、委託費に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕費は、令和6年度の実績を基準として、物価上昇（+1%/年）を考慮し設定しています。 ・委託費（保守点検清掃）は、近年上昇が著しいことから、令和6年度の実績を基準として、令和12年度までは（+10%/年）、令和13年度以降を（+5%/年）で設定しています。
(3) 委託費に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料等徴収業務（単年度契約） ・浄化槽保守点検清掃業務（単年度契約） ・経営戦略改定業務（R12、R17）

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	・『高島町汚水処理施設整備計画』（令和7年度改定中）に基づき、汚水処理の最適化に努め、下水道事業の早期概成（汚水処理人口普及率95%）を目指します。
投資の平準化に関する事項	・新規設置浄化槽については、年間7基程度の設置を想定し、設置に関して必要な国庫補助金等の財源確保を行い、町単独経費の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 （PPP/PFIなど）	・ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント方式による官民連携）については、委託ごとに仕様発注を行っている現状を踏まえ、本町に適した事業スキームや導入効果等について情報収集および整理を行い、特定地域生活排水処理事業を含めることも視野に入れ、ウォーターPPP導入の可能性について調査・検討を進めます。
その他の取組	・上記以外について、今のところ予定をしておりませんが、国の動向や他都市の先進事例を参考にして、必要に応じて本事業に効果的な方策について検討を進めていきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	・公営企業としての独立採算の原則に則り、一般会計への過度な依存をしない健全な経営を継続していくため、令和8年度に識見者・下水道利用者が参画する運営委員会を組織し、毎年度経営状況・事業方針について報告を行うとともに、経営戦略の改定後には使用料改定の必要性について諮問を行い、使用料改定の必要性が認められる場合、次回経営戦略の改定までに使用料の改定を行います。
資産活用による収入増加の取組について	・活用可能な資産が無いため具体的な計画はありませんが、他自治体での動向や実現性及び採算性等を十分に考慮した上で、必要に応じて調査・検討していきます。
その他の取組	・上記以外について、今のところ予定をしておりませんが、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進めていきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 （包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）	・ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント方式による官民連携）については、現行の委託ごとに仕様発注を行っている方式を踏まえ、本町に適した事業スキームや導入効果等について情報収集および整理を行い、特定地域生活排水処理事業を含めることも視野に入れ、ウォーターPPP導入の可能性について調査・検討を進めます。
職員給与費に関する事項	・公共下水道事業との兼務のため、計上していません。
動力費に関する事項	・該当ありません。
薬品費に関する事項	・該当ありません。
修繕費に関する事項	・予防保全を前提とした維持管理を実践し、修繕費の低減及び平準化を図っていきます。
委託費に関する事項	・現状の発注方式、仕様内容及び委託費等を精査し、効率化・合理化による経費削減の可能性について検討していきます。
その他の取組	・ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント方式による官民連携）の導入により、上記経費の削減が期待されることから、ウォーターPPPのスキームに特定地域生活排水処理事業を加えることも視野に入れ、導入の可能性について調査・検討していきます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	・毎年、決算確定後に投資・財政計画の計画値と実績値の比較を行い、計画値から大きく乖離がみられる場合は、適宜計画を修正するほか、5年に1回の頻度でローリング方式により全面改定を行います。 次回は令和12年度に計画期間を令和13年度から令和22年度までの10年間とする経営戦略を策定し、公表します。
---------------------	--

投資・財政計画
(収支計画)

高島町下水道事業・特定地域生活排水処理事業

(単位:千円)

区 分		年 度		前々年度	前年度	本年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)
資本的収入	1. 企業債償還	5,600	8,700	9,100	9,500	9,900	10,300	10,700	11,100	11,500	11,900	12,400	12,900		
	うち資本費平準化債														
	2. 他会計出資金														
	3. 他会計補助金	1,039	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計借入金														
	6. 国(都道府県)補助金	1,604	2,522	2,522	2,522	2,522	2,522	2,522	2,522	2,522	2,522	2,522	2,522	2,522	2,522
	7. 固定資産売却代金														
	8. 工事負担金	436	683	683	683	683	683	683	683	683	683	683	683	683	683
	9. その他														
	計 (A)	8,679	11,905	12,305	12,705	13,105	13,505	13,905	14,305	14,705	15,105	15,605	16,105		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)														
	純計 (A)-(B) (C)	8,679	11,905	12,305	12,705	13,105	13,505	13,905	14,305	14,705	15,105	15,605	16,105		
資本的支出	1. 建設改良費	7,799	12,000	12,360	12,731	13,113	13,506	13,911	14,329	14,758	15,201	15,657	16,127		
	うち職員給与費														
	2. 企業債償還金	12,663	13,536	14,450	15,583	16,373	16,901	17,450	17,947	18,390	17,302	16,151	15,374		
	3. 他会計長期借入返還金														
	4. 他会計への支出金														
5. その他															
	計 (D)	20,462	25,536	26,810	28,314	29,486	30,407	31,361	32,276	33,148	32,503	31,808	31,501		
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	11,783	13,631	14,505	15,609	16,381	16,902	17,456	17,971	18,443	17,398	16,203	15,396		
補填財源	1. 損益勘定留保資金	3,856	12,831	13,673	14,743	15,480	15,966	16,483	16,960	17,393	16,307	15,071	14,221		
	2. 利益剰余金処分量														
	3. 繰越工事資金														
	4. その他	7,927	800	832	866	901	936	973	1,011	1,050	1,091	1,132	1,175		
	計 (F)	11,783	13,631	14,505	15,609	16,381	16,902	17,456	17,971	18,443	17,398	16,203	15,396		
	補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	企業債残高 (H)	275,240	270,404	265,054	258,971	252,498	245,897	239,147	232,300	225,410	220,008	216,257	213,783		

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		前々年度	前年度	本年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)
収益的収支分		39,533	37,753	41,021	46,103	51,349	57,117	65,059	66,956	69,864	72,696	75,775	81,482		
	うち基準内繰入金	15,052	16,167	16,637	17,178	17,421	17,674	17,940	18,139	17,579	16,764	16,009	15,484		
	うち基準外繰入金	24,481	21,586	24,384	28,925	33,928	39,443	47,119	48,817	52,285	55,932	59,766	65,998		
資本的収支分		1,039	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	うち基準外繰入金	1,039	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	40,572	37,753	41,021	46,103	51,349	57,117	65,059	66,956	69,864	72,696	75,775	81,482		

経営比較分析表（令和6年度決算）

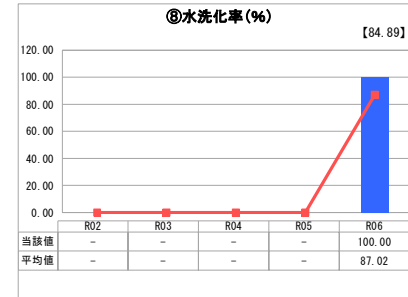
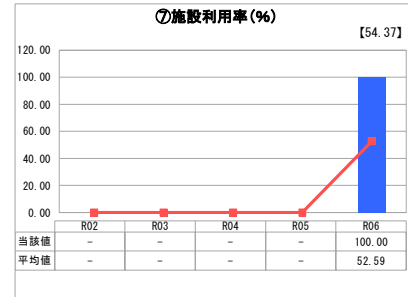
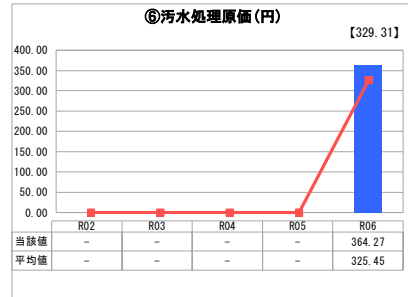
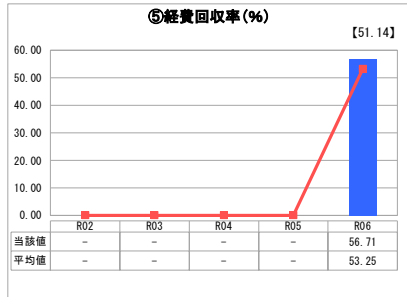
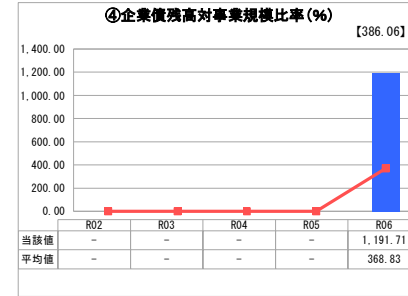
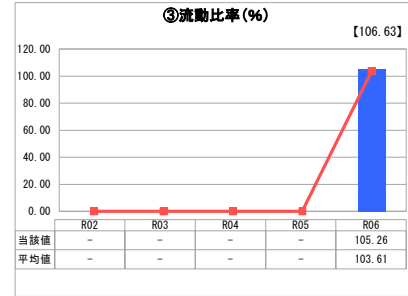
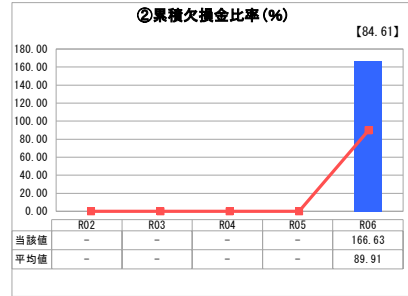
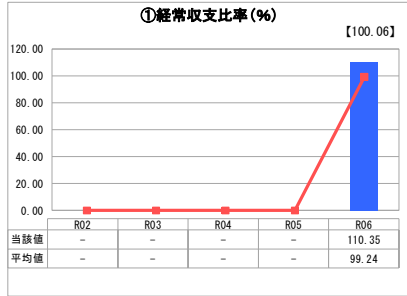
山形県 高島町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	38.68	7.10	100.00	3,630

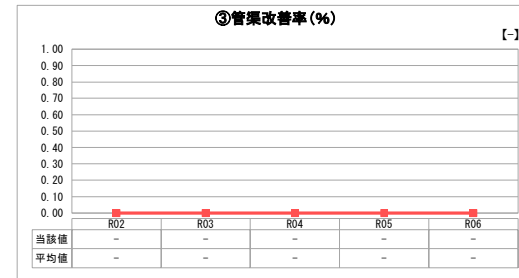
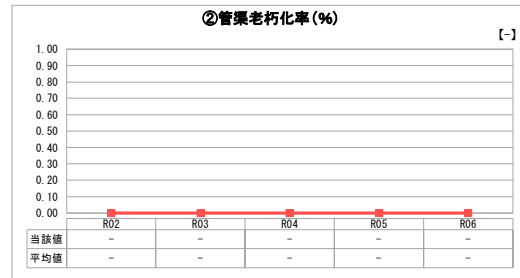
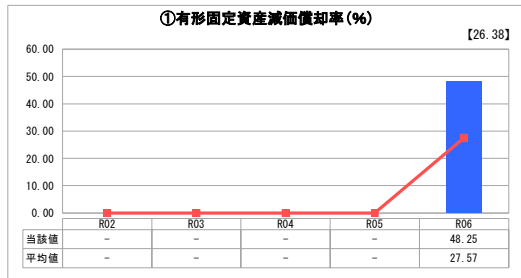
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
21,306	180.26	118.20
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,502	169.13	8.88

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
[] 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析概

1. 経営の健全性・効率性について

①⑤⑥経常収支比率は100%を上回っており、日常的な運営は概ね維持できています。一方で、経費回収率は100%を大きく下回り、使用料で賄うべき費用を十分に回収できていない状況です。汚水処理原価が類似団体平均より高いことから、点検・清掃の標準化等により、維持管理費の縮減と業務の効率化を進めます。

②③資金面では流動比率が基準を上回り、短期的な支払能力は確保されています。一方で、累積欠損金比率は類似団体平均と比べ高く、全国平均と比較しても高い水準ですが、これは地方公営企業法の適用に伴う資産評価により帳簿上発生した欠損金であり、経営状況の悪化から発生したものではありません。また、企業債残高対事業規模比率は類似団体平均及び全国平均を大幅に上回っており、将来負担が相対的に重い状況です。今後は、企業債の償還計画と収支改善策を一体で検討し、費用の適正化に加え、必要に応じて負担の公平性に配慮した料金体系の検討を通じて、持続的な事業運営に取り組みます。

2. 老朽化の状況について

①は類似団体平均を上回り、全国平均と比べても高い傾向です。今後、法定耐用年数を迎える浄化槽の増加に伴い、故障や更新需要の増大が見込まれます。保守点検・水質検査の徹底により長寿命化を図り、更新費用の縮減とサービス水準の確保に努めます。また、汚水処理原価の上昇要因となり得る突発故障を抑制するため、予防保全型の維持管理を行っていきます。

全体総括

令和6年度から地方公営企業法の全部適用へ移行したことで、企業会計方式により資産・負債を含めた経営状況をより的確に把握できるようになりました。経常的な運営は一定程度維持できている一方、使用料で賄うべき費用の回収が十分ではなく、将来負担も相対的に重い状況です。今後は、維持管理の効率化と費用の適正化を進めつつ、更新需要の増大に備えた長寿命化・計画更新を推進します。

さらに、中長期的な収支見直しを作成し、企業債の償還と更新投資の両立を図ります。民間活力の活用も含めた管理手法の導入可能性を検討し、品質確保とコスト抑制の両立を図りながら、維持管理手法の効率化に努めます。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

投資・財政計画 (収支計画)

高島町下水道事業_特定地域生活排水処理事業

原価計算表

供用開始年月日 平成 14 年 6 月 11 日
 処理区域内人口 1,502人
 計算期間 自 令和 8 年 4 月
 至 令和 13 年 3 月
 (5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
使 用 料 (X)	22,649	23,121	23,121	23,121
受 託 工 事 収 益	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0
合 計	22,649	23,121	0	23,121

支出の部

項 目	金 額				
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)	
処理場費	人件費				
	給 料	0	0	0	
	諸 手 当	0	0	0	
	福 利 費	0	0	0	
	動 力 費	0	0	0	
	修 繕 費	136	140	0	
	材 料 費	0	0	0	
	薬 品 費	0	0	0	
	委 託 料	34,749	51,778	0	
そ の 他	2,703	2,813	0		
小 計	37,588	54,731	0	54,731	
一般管理費	人件費				
	給 料	0	0	0	
	諸 手 当	0	0	0	
	福 利 費	0	0	0	
	流域下水道管理運営費負担金	0	0	0	
	委 託 料	0	0	0	
そ の 他	2,253	0	0		
小 計	2,253	0	0	0	
資本費	支 払 利 息	70	3,407	3,407	0
	減 価 償 却 費 (長期前受金戻入控除後)	0	13,259	13,259	0
	企 業 債 取 扱 諸 費	0	0	0	0
小 計	70	16,666	16,666	0	
合 計 (Y)	39,911	71,397	16,666	54,731	

資産維持費(Z)	11,933
使用料対象経費(Y)+(Z)	66,664

(X)÷((Y)+(Z))*100= 0.35

＜使用料水準についての説明＞

資産維持費については、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、計画期間中に見込まれる減価償却費(長期前受金戻入控除後)に機能向上率として0.9を乗じた額としている。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。